

- (1) 相続手続依頼書に署名・捺印いただく方全員の印鑑証明書の提出をお願いします。
- ◆ 発行後 6ヶ月以内のもの
- ご来店いただける方は、運転免許証等の顔写真つき公的証明書^{注1)}の提示・窓口での自署・認め印の押印にて印鑑証明書が無くとも、お取扱いいたします。
- ^{注1)}コピーさせていただきます
- (2) 海外に居住している方で印鑑証明書を取得できない方は、現地にて相続手続依頼書に日本大使館・日本領事館の「サイン証明の手続」を受けてください。
- なお、大使館・領事館でのサイン証明にかえて、現地の公的な「サイン証明」^{注2)}を受けたものでもかまいません。
- ^{注2)}サイン者の住所・氏名について認証表示のあるもの
- (3) 海外に居住している方が、一時帰国中でご来店いただける場合には、パスポート・認め印・相続手続依頼書をご持参ください。